令和４年１０月農業委員会定例会議事録

日時	令和４年１０月２０日（木）午後１時３０分～午後２時２５分
場所	さぬき市役所　３階　３０１、３０２会議室
	議事録署名委員の指名について
日程第１	諸報告
日程第２	農地法第３条に基づく申請審議について　（会長提出議案第１号）
日程第３	非農地証明願いについて　（会長提出議案第２～８号）
日程第４	農地法第４条に基づく申請審議について　（会長提出議案第９～１１号）
日程第５	農地法第５条に基づく申請審議について　（会長提出議案第１２号）
日程第６	農用地利用集積計画の審議について　（会長提出議案第１３号）
日程第７	農業振興地域整備計画変更の答申について　（会長提出議案第１４号～１６号）
日程第８	その他
出席委員	1 楠　豊　2 吉原博美　3 朝倉重弘　5 松岡浩二　6 稲田俊美 7 間嶋正憲　8 大塚ノブ子　9 岡村義弘　10 廣瀬　徹　12 十川隆行 13 岩澤佳宣　14 寒川　巧　15 十河道夫　17 芳竹和政 4 蓮井セツ子（会長職務代理者）　18 松原俊幸（会長）
欠席委員	16 藤澤　明
事務局	山下智資事務局長　頼冨伸次副主幹　松本美佳主査　藤川英祐主任主事
農地機構	三好幸信農地集積専門員　猪熊正農地集積専門員
傍聴者	なし

事務局	ご案内の時刻を少し過ぎましたが、ただいまから１０月農業委員会定例会を開会致します。進行につきましては、松原会長にお願いします。
議長（会長）	皆さん、こんにちは。暑さも大分和らいできて、朝晩めっきり涼しくなったこの頃でございますが、皆さんいかがお過ごしだったでしょうか。コロナも、減ったかと思えばまた毎日増えているそうです。皆さんも外へ出たときには気をつけていただきたいと思います。 さて、農地パトロールですが、８月から１０月までかかってやりましたが、無事、事故もなく完成致したことを、皆様のご協力のもと、大変うれしく思っております。それにつき、今月からまた意向調査が引き続いて行われますので、ご協力のほどよろしくお願い致します。 さて、本日の定例会終了後でございますが、来年の委員の改選を控えておりますので、協議したい事項がございますので、各地区の代表者の方は引き続きご出席をお願い致します。 また、本日の議題であります各案件につきましては、円滑なご審議ができるようご協力のほどよろしくお願いして、簡単ではございますが、挨拶に代えさせていただきます。 なお、本日提案致します案件につきましては、事前に各地区で現地確認等をしていただいておるものと思いますので、よろしくお願い致します。 さて、本日の出席は１７名中１６名の出席ですので、農業委員会等に関する法律第２７条第３項の規定に基づき、過半数の出席ですので成立することを宣言致します。 では、議事録の署名委員ですが、私のほうから指名させていただきます。１４番寒川委員さん、１５番十河道夫委員さん、両委員さん、よろしくお願い致します。 では、本日の日程に沿って進めさせていただきます。 日程第１　諸報告。事務局より報告をお願い致します。
事務局	それでは、別紙Ａ４の資料１ページの農地法第１８条第６項に基づく通知についてをご覧ください。これは賃借権を中途解約するもので、２件受理しています。 報告第１号、２号をご覧ください。これは農地機構を通じて貸し借りを行っている農地で、貸人、●●●、●●●●様、借人、●●●●●●●、●●●様、申請地、●●●●●●●●●●●●●番●他２筆です。解約理由は貸人の要望のためです。 次に、２ページの使用貸借終了農地返還通知をご覧ください。これは使用貸借権を中途解約するもので、９件受理しています。 報告第１号から第４号をご覧ください。これは解約の借人が同じで●●●●●●●●●、●●●●様、解約理由は病気等で労力不足のためです。 報告第１号の貸人、●●●●●●●●●、●●●様、申請地、●●●●●●●●●●●●●●●番●他３筆です。 報告第２号の貸人、●●●●●●●●●●、●●●●様、申請地、●●●●●●●●●●●●●●●番●他１筆です。 報告第３号の貸人、●●●●●●●●●●、●●●●様、申請地、●●●●●●●●●●●●●●●番●他２筆です。 報告第４号の貸人、●●●●●●●●●●、●●●●様、申請地、●●●●●●●●●●●●●●●番●他１筆です。 次に、３ページの報告第５号、第６号をご覧ください。これは農地機構を通じて貸し借りを行っている農地で、貸人、●●●●、●●●●様、借人、

●●、●●●●様、申請地、●●●●●●●●番です。解約理由は貸人の要望のためです。
　報告第７号、貸人、●●●●●●●、●●●●●様、借人、●●●●●●●●、●●●●様、申請地、●●●●●●●●●●●●番●他１筆です。解約理由は病気等で労力不足のためです。
　報告第８号、貸人、●●●●●●●●、●●●●様、借人、●●●●●●●●、●●●●様、申請地、●●●●●●●●●●番他２筆です。解約理由は貸人の要望のためです。
　報告第９号、貸人、●●●●●、●●●●様、借人、●●●●●、●●●●様、申請地、●●●●●●●●●●番●他４筆です。解約理由は病気等で労力不足のためです。
　以上で報告を終わります。

議長（会長）　続きまして、日程第２　農地法第３条に基づく申請審議について、会長提出議案第１号を議題とし、上程致します。
　それでは、事務局より説明を求めます。

事務局　それではご説明させていただきます。今回の第３条の案件は１件ございまして、面積にして６１３㎡、１筆です。
　議案書１ページでございます。
　会長提出議案第１号についてご説明させていただきます。地区番号３、受付年月日、令和４年９月３０日。譲渡人、●●●●●、●●●●様、譲受人、●●●●、●●●様。申請地は●●●●●●●●●番、台帳地目、現況地目ともに田、地積は６１３㎡です。譲渡人の申請事由は農業廃止、譲受人の申請事由は経営規模の拡大。権利は所有権の移転を伴うもので、経営面積は５３，９９６．３８㎡、受人従事数は２人です。資料と致しましては１ページになります。
　申請地はさぬき市●●、●●●●●●●●の北東約３５０ｍに位置し、譲受人については申請地周辺にも農地を所有し、経営面積の保全管理も行なっております。
　農地法第３条に基づく申請審議について、説明は以上となります。

議長（会長）　事務局からの説明が終わりました。なお、本議案につきましては●●地区の関係案件ですので、代表委員からの調査結果の報告をお願い致します。

大塚ノブ子委員　第１号議案についてご報告致します。私たちは１０月１５日に現地確認を行いました。譲受人の●さんはとても農業に熱心で、最近農地を増やしておりますし、私たちはふさわしいのでないかと判断致しました。よろしくご審議いただきたいと思います。お願いします。

議長（会長）　地区代表委員の報告が終わりました。議案第１号につきまして質疑等がありましたら発言を認めます。

全委員　「質疑なし」との声あり。

議長（会長）　それでは、議案第１号につきましてお諮りします。議案第１号について異議ありませんか。

全委員　「異議なし」との声あり。

議長（会長）　それでは、議案第１号を原案のとおり認めることと致します。
　続きまして、日程第３　非農地証明願いについて、会長提出議案第２号か

ら第８号を議題とし、一括上程致します。
　それでは、事務局より説明を求めます。

事務局　　それでは、非農地証明願いについてご説明します。議案書の２ページをお開きください。今回の非農地証明案件は７件ございます。対象農地は１１筆で面積が２，８２２．２５㎡です。
　それでは、個別案件についてご説明させていただきます。
　会長提出議案第２号、地区番号２、受付年月日、令和４年９月３０日。申請人、●●●●●●●●●、●●●●様で、申請地が●●●●●●●●●●●●番●です。台帳地目畑、現況地目水路、地積５７㎡です。申請理由は水路用地として利用しているためです。お手元の資料の２ページから３ページをご覧ください。
　概要でございますが、さぬき市●●、●●●●●から南東約４００ｍに位置しております。申請地は平成２３年に相続されております。申請地は水路改修のために昭和４８年に分筆して水路用地として利用されています。位置図は資料２ページ、現況写真は資料３ページ右側になるのでご確認ください。
　会長提出議案第３号、地区番号２、受付年月日、令和４年９月３０日。申請人、●●●●●●●、●●●●様。申請地、●●●●●●●●●●●●●番●他２筆です。台帳地目全て畑、現況地目全て山林、合計の地積は１，５２９㎡です。申請理由は、昭和６０年頃から３５年以上耕作不能な状態が継続し、山林化したためです。お手元の資料の４ページから５ページをご覧ください。
　概要でございますが、さぬき市●●、●●●●●から南南東へ約３５０ｍに位置しております。申請地は令和４年に相続されております。耕作者が昭和６０年に死去し、後継者がいないため耕作放棄となり、周辺の山林に浸食され山林化しました。また、３筆のうち●●●番●は再生利用が困難と見込まれる荒廃農地に分類された土地赤判定と確認されています。位置図は資料４ページ、写真方向図は資料５ページ左側、現況写真は資料５ページ右側になるのでご確認ください。
　会長提出議案第４号、地区番号３、受付年月日、令和４年９月３０日。申請人、●●●●●●●、●●●●様、申請地、●●●●●●●●●●●●●番●です。台帳地目は畑、現況地目は道路、地積は４．２５㎡です。申請理由は、農地への進入路として利用しているためです。お手元の資料６ページから７ページをご覧ください。
　概要でございますが、さぬき市●●、●●●●●から南南東へ約３５０ｍに位置しております。申請地は令和４年に相続されています。●●●番●を耕作するための進入路として昭和５６年に分筆しましたが、非農地証明願いの届出ができていなかったため、今回の申請に至りました。位置図は資料６ページ、写真方向図は資料７ページ左側、現況写真は資料７ページ右側になるのでご確認ください。
　会長提出議案第５号、地区番号３、受付年月日、令和４年９月３０日。申請人、●●●●、●●●●様。申請地、●●●●●●●●●●●番●です。台帳地目は田、現況地目は宅地、地積は１９㎡です。申請理由は、県道及び店舗に分筆したときの残地で狭小であり、耕作ができない農地であるためです。お手元の資料８ページから９ページをご覧ください。
　概要でございますが、さぬき市●●、●●●●●●●●●●から西南西約３４０ｍに位置しております。申請地は平成２３年に相続されております。当該申請地は先に述べたように残地となり、将来用途のない土地として残ることから今回の申請に至りました。位置図は資料８ページ左側、現況写真は資料９ページになるのでご確認ください。
　会長提出議案第６号、地区番号３、受付年月日、令和４年９月３０日。申

請人、●●●●●、●●●●様。申請地、●●●●●●●●●●●番●です。台帳地目畑、現況地目山林、地積は４０９㎡です。申請理由は、昭和６３年頃から３０年以上耕作不能な状態が継続し、山林化したためです。お手元の資料の１０ページから１１ページをご覧ください。

概要でございますが、さぬき市●●、●●●●●から北西へ約２７０ｍに位置しております。申請地は令和２年に相続されております。申請者の父が維持管理をしておりましたが、高齢になり維持管理が困難となり耕作放棄となり、周辺の山林に浸食され山林化しました。また、再生利用が困難と見込まれる荒廃農地に分類された土地赤判定と確認されています。位置図は資料１０ページ、写真方向図は資料１１ページ左側、現況写真は資料１１ページ右側になるのでご確認ください。

会長提出議案第７号、地区番号４、受付年月日、令和４年９月３０日。申請人、●●●●●●●、●●●●●様。申請地、●●●●●●●●●●●●●●番他２筆です。台帳地目全て畑、現況地目全て山林、合計の地積は６６４㎡です。申請理由は、平成１０年頃から２０年以上耕作不能な状態が継続し、山林化したためです。お手元の資料の１２ページから１４ページをご覧ください。

概要でございますが、さぬき市●●、●●●●●●●●●●●から西へ約４８０ｍに位置しております。申請地は平成１９年に相続されております。申請者の両親が耕作をしておりましたが、高齢により平成１０年頃から耕作放棄となり、周辺の山林に浸食され山林化しました。また、３筆のうち●●●●番は再生利用が困難と見込まれる荒廃農地に分類された土地赤判定と確認されております。位置図は資料１２ページ、写真方向図は資料１３ページ右側、現況写真は資料１４ページになるのでご確認ください。

会長提出議案第８号、地区番号５、受付年月日、令和４年９月３０日。申請人、●●●●●、●●●●様。申請地、●●●●●●●●●●番●です。台帳地目田、現況地目山林、地積は１４０㎡です。申請理由は、昭和５３年頃から４０年以上耕作不能な状態が継続し、山林化したためです。お手元の資料の１５ページから１６ページをご覧ください。

概要でございますが、さぬき市●●、●●●●●●●●●●●から西へ約２，１００ｍに位置しております。申請地は昭和６２年に贈与されております。申請地は１ａ程度の田で、用水不足で耕作が不便であるため耕作放棄され、山林化しました。位置図は資料１５ページ、現況写真は資料１６ページ右側になるのでご確認ください。

説明は以上です。

議長（会長）　事務局からの説明が終わりました。なお、本議案につきましては、●●地区、●●地区、●●地区、●●地区の関係案件ですので、代表委員からの調査結果の報告をお願い致します。

まず、最初、●●地区、お願いします。

松岡浩二委員　会長提出議案第２号、第３号、第４号、この３件は１０月１５日に委員全員で現地確認を行いました。

第２号ですが、水路改修を行った後の残地というか、そういう用地で、水路の用地として利用しているということで特に問題ないと思います。

第３号議案は写真を見ていただいたとおり山林化しておりますので、これも特に問題ないと思います。

第４号議案は道路になっていまして、場所もちょっと分かりにくいんですけど、この辺だろうということで確認致しました。舗装された道路なので、農地への進入をするということで特に問題ないと思います。

よろしくご審議お願いします。

議長（会長）	続きまして、●●地区代表委員からの報告をお願い致します。
岡村義弘委員	５号議案について説明致します。これも●●●●●●のすぐ東側で、駅前の通りから南へわずかの所で、店舗の横ですので。それと、擁壁はその店舗と同じときにしたもので、入り口にこの図面で載っていますように電柱があるので、やっぱりそれが店舗のほうは利用がないということで、面積も小さかったので非農地となったところです。 以上、あとは事務局の説明どおりですので、審議のほうをお願いします。
議長（会長）	続きまして、●●地区代表委員からの報告をお願い致します。
十川隆行委員	先般、全員で見てまいりました。場所は●●●●●のところの電柱の南の斜面の下の端です。もう中へ入れないぐらい林になっていました。よろしくお願いします。
議長（会長）	●●さん、６号をお願いします。
大塚ノブ子委員	第６号議案についてご報告致します。私たち１０月１５日に現地確認を行いました。資料の１１ページ、写真にありますように、遠くから眺めたら山です。そばへ行ってもやっぱり雑木が生えて山です。私たちは山と判断しました。よろしくご審議いただきたいと思います。お願いします。
議長（会長）	続きまして、●●地区代表委員からの報告をお願い致します。
十河道夫委員	報告申し上げます。８号議案ですが、●●さんの申請ですが、三、四年前に同じ申請がありまして、当時は草しか生えてなかったし、以前はきちんと草を刈っていました。今回も草しか生えてなくて、昭和５３年頃から４０年以上耕作不能という形で申請が上がっていますけど、私ら問題がある場所は、地区の農業委員、推進委員は通るたびにやっぱり目が行って、どういう状況になっているか見ておりましたが、今回も全員が見て、やはり草しか生えてない、木が生えておる。ですから、ちょっとすぐにオーケーは出せないというふうに判断しております。 あと、事務局とも話合いをして、きちんと話をつけるようにしたいと思っております。どこまでできるか分かりませんけど、取りあえず相手の言い分をしっかりと聞いて、こちらの言い分を聞いて、問題を解決していきたいと思いますので、よろしくお願いします。
議長（会長）	地区代表委員の報告が終わりました。議案第２号から第８号につきまして質疑等がありましたら発言を認めます。 ございませんか。
全委員	「質疑なし」との声あり。
議長（会長）	それでは、８号は意見がございましたので省かせてもらいます。議案第２号から第７号につきましてお諮りします。議案第２号から第７号について異議ありませんか。
全委員	「異議なし」との声あり。
議長（会長）	それでは、議案第２号から第７号を原案のとおり認めることと致します。 続きまして、議案第８号につきましてお諮りします。議案第８号については却下と致しますが、異議ありませんか。

全委員	「異議なし」との声あり。
議長（会長）	それでは、議案第８号については却下致します。 日程第４　農地法第４条に基づく事業計画変更の申請審議について、会長提出議案第９号から第１１号を議題とし、一括上程致します。 なお、今月の議案で、第１０号、第１１号は●●委員の関係議案になり、除斥対象議案になりますので、後で別審議と致します。 それでは、事務局より説明を求めます。
事務局	今回の４条の案件は３件ございまして、面積にして９９０㎡、５筆です。 それでは、個別の案件についてご説明します。議案書は４ページからでございます。 会長提出議案第９号についてご説明させていただきます。地区番号２、受付年月日、令和４年９月３０日。申請人、●●●の●●●●●様。申請地は●●●●●●●●●●●●●●●番●他１筆です。台帳地目畑、現況地目宅地、地積の合計は４４４㎡で、転用目的は貸倉庫、駐車場。工事着完年月日は、こちら無断転用の是正案件ですので、昭和６２年６月１０日から昭和６２年７月１０日となっております。農地区分は第２種農地です。資料と致しましては１７ページから１８ページで、位置図を１７ページの左側に掲載しております。 申請地の概要でございますが、さぬき市●●、●●●●●東約７９０ｍに位置し、隣接については、畑、宅地及び道路、水路に接しております。このたび、既に倉庫用地として利用している申請地の無断転用が判明し、貸倉庫用地及び駐車場として転用申請がありました。なお、地元土地改良区をはじめ、水利組合の同意も得ております。また、始末書も添付され反省の念を示していることなどから、許可も止むを得ないと考えております。 以上です。
議長（会長）	事務局からの説明が終わりました。なお、本議案につきましては、●●地区の関係案件ですので、代表委員からの調査結果の報告をお願い致します。
松岡浩二委員	第９号ですが、同じく１０月１５日に現地確認を行いました。これ無断転用の解消案件なので、ご審議よろしくお願いしたらと思います。
議長（会長）	地区代表委員の報告が終わりました。議案第９号につきまして質疑等がありましたら発言を認めます。
全委員	「質疑なし」との声あり。
議長（会長）	それでは、議案第９号につきましてお諮りします。議案第９号について異議ありませんか。
全委員	「異議なし」との声あり。
議長（会長）	それでは、議案第９号を原案のとおり認めることとし、香川県へ進達致します。 続きまして、●●委員の関係する議案である議案第１０号、第１１号の審議に入りますので、それでは、●●委員の退席を求めます。 （●●委員　退席）

議長（会長）	では、事務局より説明を求めます。
事務局	それではご説明させていただきます。 会長提出議案第１０号についてご説明させていただきます。地区番号２、受付年月日、令和４年９月３０日。申請人、●●●●●●●●、●●●●様。申請地、●●●●●●●●●●●●●●●番●。台帳地目畑、現況地目宅地。地積は９２㎡。転用目的は貸車庫用地、建築面積は５５．５２㎡。こちらも無断転用の是正案件になりますので、工事着完年月日は昭和４６年１月１日から昭和４６年１２月３１日となっております。農地区分は第２種農地となり、資料は１９ページから２０ページになります。位置図を１９ページの左側に掲載しております。 申請地の概要でございますが、さぬき市●●、●●●●●●●●●●●●の北東約６０ｍに位置し、隣接については、学校用地、墓地及び道路に接しております。このたび、既に車庫として利用している申請地の無断転用が判明し、貸車庫用地として転用申請がありました。なお、地元土地改良区をはじめ、水利組合の同意も得ております。また、始末書も添付され反省の念を示していることなどから、許可も止むを得ないと考えております。 続いて、会長提出議案第１１号についてご説明させていただきます。地区番号２、受付年月日、令和４年９月３０日。申請人、●●●●●●●●、●●●●●様。申請地、●●●●●●●●●●●●●●●番●、ハイフンで●●、●●となっていますが、この農地の中で一部無断転用となっているため、台帳地目は田ですが、宅地の部分が２９５㎡、田の部分が１５９㎡あります。転用目的は貸倉庫用地、建築面積は１８８．８１㎡。工事着完予定年月日は昭和５５年１月１日から令和５年３月３１日。農地区分は第２種農地。資料と致しましては２１ページから２２ページで、位置図を２１ページの左側に掲載しております。 申請地の概要でございますが、さぬき市●●、●●●●●●●●●●●●の北東約８０ｍに位置し、隣接については、田、宅地及び道路、水路に接しております。このたび、既に一部倉庫用地として利用している申請地の無断転用が判明し、貸倉庫用地として転用申請がありました。なお、地元土地改良区をはじめ、水利組合の同意も得ております。また、始末書も添付され反省の念を示していることなどから、許可も止むを得ないと考えております。 農地法第４条に基づく申請審議について、ご説明は以上となります。
議長（会長）	事務局からの説明が終わりました。なお、本議案につきましては●●地区の案件ですので、代表委員からの調査結果の報告をお願い致します。
松岡浩二委員	第１０号、第１１号、同じく１０月１５日に現地確認をしてまいりました。これも２件とも無断転用の解消案件ですので、よろしくご審議をお願いしたいと思います。
議長（会長）	地区代表委員の報告が終わりました。議案第１０号、第１１号につきまして質疑等がありましたら発言を認めます。
全委員	「質疑なし」との声あり。
議長（会長）	それでは、議案第１０号、第１１号につきましてお諮りします。議案第１０号、第１１号について異議ありませんか。
全委員	「異議なし」との声あり。
議長（会長）	それでは、議案第１０号、第１１号を原案のとおり認めることと致しま

す。
　退席されている●●委員の再入場を求めます。

（●●委員　着席）

議長（会長）　続きまして、日程第５　農地法第５条に基づく申請審議について、会長提出議案第１２号を議題とし、上程致します。
　それでは、事務局より説明を求めます。

事務局　それでは、今回の５条の案件は１件でございまして、面積にして４３５㎡、１筆です。それでは、個別の案件についてご説明致します。議案書５ページからでございます。
　会長提出議案第１２号についてご説明させていただきます。地区番号５、受付年月日、令和４年９月３０日。譲渡人、●●●●●●●●●、●●●●様、譲受人、●●●●●●、●●●●●●●●●様。申請地は●●●●●●●●●番●。台帳地目、現況地目ともに田、地積は４３５㎡。転用目的は現場事務所、休憩所、駐車場、建築面積は２０㎡、工事着完予定年月日は令和４年１１月３０日から令和５年３月３１日。権利は賃借権の設定、農地区分は第２種農地。一時転用の案件となります。資料と致しましては２３ページから２４ページとなり、位置図を２３ページ左側に掲載しております。
　申請地の概要でございますが、さぬき市●●、●●●●●●●●●●の西約１．６㎞に位置し、隣接については、田及び道路に接しております。申請者は土木工事業を営む法人で、●●●が発注した●●●●●●●●●●●●工事を受注しており、工事のために必要な現場事務所、休憩所及び駐車場用地を確保するため一時転用申請に及んだものです。なお、申請地と池の間にある併せ利用地の●●●●●●●●●●●●●の●については●●●が工事用ヤードとして利用しているため、その西隣を申請地としています。地元土地改良区の同意も得ており、必要性、緊急性があるものと考えております。
　農地法第５条に基づく申請審議について、ご説明は以上となります。

議長（会長）　事務局からの説明が終わりました。なお、本案件につきましては●●地区の関係案件ですので、代表委員からの調査結果の報告をお願い致します。

十河道夫委員　ご報告申し上げます。今、事務局の報告のとおり、池の改修工事のときの駐車場、事務所等の一時転用でございますので、問題はないと思いますので、ご審議のほうよろしくお願い致します。

議長（会長）　地区代表委員の報告が終わりました。議案第１２号につきまして質疑等がありましたら発言を認めます。

全員　「質疑なし」との声あり。

議長（会長）　それでは、議案第１２号につきましてお諮りします。議案第１２号について異議ありませんか。

全委員　「異議なし」との声あり。

議長（会長）　それでは、議案第１２号を原案のとおり認めることとし、香川県へ進達致します。
　続きまして、日程第６　農用地利用集積計画の審議について、会長提出議案第１３号を上程致します。
　なお、今月の議案で、農地中間管理事業対象農用地等総括表の１０番が●

	●委員さん、５４番から５７番が●●●●委員さんの関係案件になり、除斥対象議案になりますので、後で別審議と致します。 　では、事務局より説明を求めます。
事務局	会長提出議案第１３号についてご説明いたします。農地の貸し借りについての説明で、議案書６ページから９ページの説明となります。 　個人が１４件、法人３件、中間管理機構２１件の合計３８件となっております。３８件のうち新規２１件、再設定１７件となっております。 　３８件のうち賃借権６件、使用貸借権３２件となっております。賃借権の内訳としまして、１０，０００円が１件、９，８８２円が１件、９，１５０円が１件、５，０００円が２件、２，０００円が１件となっております。 　期間は、１０年が７件、９年１件、６年１６件、５年７件、４年３か月２件、３年５件となっております。 　続きまして、委員さんの案件を除いた農地中間管理事業対象農用地等総括表の５２件について説明致します。別紙のＡ３の総括表をご覧ください。 　貸付先は、個人４３件、法人１３件となっております。設定する権利等の種類は、賃借権１１件、使用貸借権４１件となっております。期間は、１０年が４件、６年４５件、５年１件、３年２件となっております。利用内容は、水稲、麦、露地野菜、飼料用作物の作付となっております。 　以上です。
議長（会長）	説明が終わりました。質疑に入ります。なお、本案件につきましては、案件も多いので一括して質疑に入りたいと思います。質疑がある場合は整理番号を指定の上、ご発言を願います。
全委員	「質疑なし」との声あり。
議長（会長）	それでは、農地中間管理事業対象農用地等総括表の１０番、５４番から５７番を除く議案第１３号について、原案のとおり認めることとしてよろしいでしょうか。
全委員	「異議なし」との声あり。
議長（会長）	では、原案のとおり認めることと致します。 　続きまして、農地中間管理事業対象農用地等総括表で、●●委員の関係議案である１０番、●●●●委員の関係議案である５４番から５７番の審議に入ります。 　それでは、●●委員、●●●●委員の退席を求めます。 （●●委員、●●委員　退席）
議長（会長）	では、事務局より説明を求めます。
事務局	農地中間管理事業対象農用地等総括表についての委員さんの案件は５件で、使用貸借権が５件となっております。期間は、１０年５件となっております。利用内容については、水稲、麦の作付となっております。 　以上です。
議長（会長）	説明が終わりました。質疑等ありませんでしょうか。
全委員	「質疑なし」との声あり。

議長（会長）	なければ、原案のとおり認めることとしてよろしいでしょうか。
全委員	「異議なし」との声あり。
議長（会長）	では、原案のとおり承認致します。 退席されている●●委員、●●●●委員の再入場を認めます。 （●●委員、●●委員　着席）
議長（会長）	続きまして、日程第７　農業振興地域整備計画変更の答申について、会長提出議案第１４号から第１６号までを一括上程致します。 では、事務局より説明を求めます。
事務局	今回の農業振興地域整備計画変更の答申についてご説明致します。議案書の１０ページをお開きください。 今回の案件は農振除外３件でございます。対象農地は３筆で、面積が１，５２７㎡です。それでは、個別案件についてご説明させていただきます。 会長提出議案第１４号、地区番号５、申請年月日、令和４年９月３０日。申請人、●●●●、●●●様。申請地、●●●●●●●●番●。除外後の用途は農家住宅の宅地拡張です。 申請の位置でございますが、２５ページの左側をご覧いただいたらと思います。●●●●●●●●●●●から西へ約１，２５０ｍのところに位置しております。 会長提出議案第１５号、地区番号５、申請年月日、令和４年９月３０日。譲渡人、●●●●●●●、●●●●様、譲受人、●●●、●●●●●●●●様。申請地、●●●●●●●●●●●番●。除外後の用途は駐車場です。 申請地の位置でございますが、２７ページをご覧いただいたらと思います。●●●●●●●●から北東約７４０ｍのところに位置しております。 会長提出議案第１６号、地区番号５、申請年月日、令和４年９月３０日。譲渡人、●●●、●●●様、譲受人、●●●、●●●●●●●●●。申請地、●●●●●●●●番●。除外後の用途は分譲住宅でございます。 申請の位置でございますが、３１ページの左側をご覧いただいたらと思います。●●●●●●●●●●●から南へ約５６０ｍのところに位置しております。 説明は以上です。
議長（会長）	事務局からの説明が終わりました。なお、本議案につきましては●●地区の関係案件ですので、代表委員からの調査結果の報告をお願い致します。
十河道夫委員	ご報告申し上げます。 １４号に関しましては、農家住宅の横で、問題ないと判断致しました。 １５号に関しましては、駐車場にします。問題ないというふうに判断しました。 １６号に関しましても、現在のところ、全員で一応、問題はないというふうに判断致しましたので、ご審議のほどよろしくお願い致します。 以上です。
議長（会長）	地区代表委員の報告が終わりました。議案第１４号から第１６号につきまして質疑等がありましたら発言を認めます。
全委員	「質疑なし」との声あり。

議長（会長）	それでは、議案第１４号から第１６号につきましてお諮りします。議案第１４号から第１６号について異議ありませんか。
全委員	「異議なし」との声あり。
議長（会長）	それでは、議案第１４号から第１６号を原案のとおり認めることとし、香川県へ進達致します。 本日の上程議案につきましては以上ですが、日程第８　その他で、事務局、何かありませんか。
事務局	事務局のほうからご案内致します。１１月７日ですけども、既にご報告いただきましたが、丸亀市のアイレックスで研修会が開催されます。ご案内の通知のとおりでございますが、乗車場所、乗車時刻、確認していただいて、当日、参加のほどをよろしくお願い致します。 それから、この後ですが、各地区の代表者の方は、会長からも冒頭、挨拶でありましたが、来年の委員改正の関係で協議とか確認したい事項がございますので、残っていただいたらと思います。 次に、次回の定例会でございますが、１１月２１日午後１時半から本庁３階、場所はここの会議室行いますので、また予定のほうをお願い致します。 以上です。
議長（会長）	農地集積専門員から何かありませんか。
農地中間管理機構	ありません。
議長（会長）	そうしたら、以上をもちまして、令和４年１０月農業委員会定例会を閉会と致します。慎重なるご審議ありがとうございました。 （　２時２５分閉会）

各議案毎の採決結果（議長は可否に入らず）

・農地法第３条に基づく申請審議について
賛成委員・・・・・・・１５名　　反対委員・・・・・・・０名

・非農地証明願いについて
賛成委員・・・・・・・１５名　　反対委員・・・・・・・０名

・農地法第４条に基づく申請審議について
賛成委員・・・・・・・１５名　　反対委員・・・・・・・０名

・農地法第５条に基づく申請審議について
賛成委員・・・・・・・１５名　　反対委員・・・・・・・０名

・農用地利用集積計画の審議について
賛成委員・・・・・・・１５名　　反対委員・・・・・・・０名

・農業振興地域整備計画の変更の答申について
賛成委員・・・・・・・１５名　　反対委員・・・・・・・０名

上記は会議の顛末を録して正当なることを証して署名する。

農業委員会会長（議長）

署名委員　　１４番

署名委員　　１５番